

岡山県公報

発行

岡山県



目次

【告示】

○ 育成医療及び更生医療を担当する医療機関の指定

○ 育成医療及び更生医療を担当する医療機関の指定の辞退

【公報】

○ ○ ○ ○ ○ ○
 公共測量の実施
 公共測量の終了
 リ
 公共測量の測量期間の変更
 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

〃 〃 〃 監理課
 建築指導課

障害福祉課

担当課（室）

目次

担当課（室）

◎岡山県告示第十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五十九条第一項の規定により、育成医療及び更生医療を担当する医療機関を次とおり指定した。

令和八年一月十三日

指定した医療機関

名 称

とよくに薬局

ほり薬局

所 在 地

美作市豊国原三〇七一

高梁市南町四六

担当する医療の種類

調剤

指定年月日

令和八年一月一日

令和八年一月一日

岡山県知事 伊原木 隆太

太

◎岡山県告示第十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の育成医療及び更生医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

令和八年一月十三日

指定を辞退した医療機関
名 称
とよくに薬局

所 在 地
美作市豊国原三〇七一

担当する医療の種類
調剤

岡山県知事 伊原木 隆太
辞退年月日
令和七年十二月三十一日

令和8年1月13日 岡山県公報 第12768号

〔一三〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、倉敷市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があつた。

令和八年一月十三日

岡山県知事 伊原木 隆太

測量区域	測量の種類	測量期間
倉敷市羽島及び二日市地内	公共測量（用地測量）	令和七年十二月二十四日から令和八年三月三十一日まで

令和8年1月13日 岡山県公報 第12768号

〔一四〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、備中県民局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があつた。

令和八年一月十三日

岡山県知事 伊原木 隆太

測量区域	測量の種類	終了年月日
倉敷市真備町市場 地内	測量 （公共測量（基準点測量及び用地 測量））	令和七年十二月二十五日

令和8年1月13日 岡山県公報 第12768号

〔一五〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四第二項の規定により、美作県民局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があつた。

令和八年一月十三日

岡山県知事 伊原木 隆太

測量区域	測量の種類	終了年月日
美作市巨勢地内	測量（公共測量（路線測量及び基準点測量））	令和七年十二月十九日

令和8年1月13日 岡山県公報 第12768号

〔一六〕国土交通省中国地方整備局岡山国道事務所長から令和七年九月五日付け公布岡山県公告（公共測量の実施）において公示した公共測量の測量期間を次のとおり変更した旨の通知があつた。

令和八年一月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

変更前

令和七年八月十八日から同年十二月二十六日まで

変更後

令和七年八月十八日から令和八年三月十九日まで

令和8年1月13日 岡山県公報 第12768号

〔一七〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和八年一月十三日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市井手字見延七八五番九、七八五番一〇、七八五番一三

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市清音柿木八〇八番地五 パーシモン二〇三号

常松 丈二

三 許可年月日及び許可番号

令和七年九月二十九日岡山県指令建指第一四五号